日本証券業協会
JSDA Japan Securities Dealers Association

資 料 6

IOSCO総会／AMCC年次会合の模様について

IOSCO THAILAND 2023

2023年7月18日
日本証券業協会

会合概要

個別セッションの模様
(1) IOSCO総会
(2) AMCC年次会合

（参考）IOSCOの組織・概要等

IOSCO総会／AMCC年次会合の概要 1/2

1) 開催日	2023年6月13日（火）~15日（木）
2) 開催地	タイ（バンコク）
3) 参加者	約360名

4) 今回のポイント – ①会合概要

- IOSCO総会及びAMCC年次会合(※)は、昨年に続き対面での開催となった。
  （※）本協会は、IOSCOの協力会員として、自主規制機関等が参加している協力会員諮問委員会(AMCC)に参画。
- 6月13日にAMCC年次会合、15日にはIOSCO総会が開催された。
  うちAMCC会合には、各法域の自主規制機関等、約50機関・100名程度が参加した。
- 次回のIOSCO総会は、2024年5月に**ギリシャ（アテネ）**で開催予定。
- 2023年４月に公表した、2023年～2024年のIOSCOの作業計画については、**①金融の強靭性の強化**、**②市場の有効性支援**、**③投資家保護**、**④新たなリスクへの対応**、**⑤規制上の協力推進**の5つのテーマに沿って、とりわけ精力的に取り組んでいる／いく事項について説明があった（次ページを参照）。

AMCC会合

IOSCO総会

IOSCO総会／AMCC年次会合の概要 2/2

4) 今回のポイント – ②主な取組事項

◆ノンバンク金融仲介（NBFI：Non-Bank Financial Intermediation）

- 金融安定理事会（FSB）と連携して対応。現在、**オープンエンド型ファンドの流動性ミスマッチ**に対応するための流動性管理ツール（LMT）に係る詳細なガイダンスを検討中（7月5日公表）。FSBでは、これに併せて、2017年に公表したオープンエンド型ファンドに係る政策提言について改訂予定。
- 2023年に入って欧米の金融機関の破綻等が発生したが、総じて**証券市場は強靭性を保っている**。

◆リテール市場の変容

- 暗号資産の利用拡大、SNSからの情報取得・自己指示型取引の進展等の**リテール投資家の行動変化**が生じていることを踏まえ、IOSCOでは、2023年３月、リテール投資家・市場の課題を幅広に網羅し、これら課題に対応するための規制のツールキットを提供する最終報告書を公表。同報告書で指摘されている課題については今後もフォローアップを行う予定。

◆フィンテック

- 市場の公正性と投資家保護の観点を踏まえ、**暗号資産・デジタル資産（CDA）**と**分散型金融（DeFi）**の2つのワークストリームを設立し、2023年末までに最終的な政策提言を含む報告書を公表する方向で検討中。暗号資産に関しては、同じ活動、同じリスクには、同じ規制という方針の下、2023年５月、政策提言案を含む市中協議文書を公表。

◆サステナブル・ファイナンス

- IOSCOでは、**企業開示・保証**、**トランジションや排出権取引の推進**、業界等における**グッドプラクティスの推進**、規制当局者等の**キャパシティ・ビルディング**等に取り組んでいる。
- **ISSBのサステナビリティ開示基準**の最終化後、投資家の目線で十分なものか、IOSCOとしての承認について速やかに検討する予定。

◆新たな対応

- **プライベートファイナンス市場の拡大**を踏まえた対応（透明性、利益相反、レバレッジ、リテール投資家への拡大）、**プリヘッジ取引**への対応（明確な基準・規制の欠如）、**市場停止の問題・市場構造の変化**（最近の停止事例からの教訓、取引所等のビジネスモデルの変化）等についても検討を進めている。

IOSCO総会／AMCC年次会合: プログラム

6月13日（火） AMCC年次会合	
9:00	AMCC議長、IOSCO事務局長等による歓迎の辞
9:45	AMCC 市場分断に係るレポートについて
10:00	IOSCO 第3委（市場仲介者）の活動報告
11:00	IOSCO エマージング・リスク委(CER)の報告
11:30	パネル：T＋１のDVPについて
13:30	フィンテック・タスクフォースの活動報告
14:00	IOSCO 第8委（金融教育・投資家保護）の活動報告
15:00	IOSCO優先事項と理事会のアップデート
15:45	サステナブル・ファイナンス・タスクフォースの活動報告
16:15	IOSCO 第5委（資産運用業）の活動報告
16:45	IOSCO 第2委（流通市場）の活動報告
17:10	IOSCO 第7委（デリバティブ商品）の活動報告
17:25	閉会

6月14日（水） 規制ワークショップ（IOSCO主催）	
9:00	ワークショップ①：暗号資産
11:00	ワークショップ②：サステナブル・ファイナンス
14:00	ワークショップ③：市場の監督と完全性の強化

6月15日（木） IOSCO総会	
14:30	開会の辞
14:35	IOSCOの戦略見通し
14:50	セッション①：金融安定
15:25	セッション②：サステナブル・ファイナンス
16:25	セッション③：フィンテック（暗号資産等）
17:00	IOSCO事務局の作業
17:15	次回の会合について

（注）IOSCO協力会員が参加できる会合のプログラムのみ掲載

会合概要

個別セッションの模様
(1) IOSCO総会
(2) AMCC年次会合

（参考）IOSCOの組織・概要等

（１）IOSCO総会の詳細 1/2

IOSCO優先事項と理事会のアップデート
• Jean-Paul Servais, IOSCO代表理事会 議長 / ベルギー金融サービス市場局（FSMA）委員長

- IOSCOでは、2023年～2024年の作業計画でも示されたとおり、**投資家保護**、**市場の公正性**、**金融安定**を重視し、こうした目標の達成に向けてとりわけ影響力の大きい分野に注力。具体的な分野としては、**暗号資産**、**サステナブル・ファイナンス**、**ノンバンク金融仲介（NBFI）**を優先事項として取り組んでいる。
- **暗号資産**については、2023年５月に市中協議文書を公表。同報告書では、様々なオペレーションの側面について、具体的な政策提言案を示している。暗号資産はクロスボーダーに取引される性質を有するが、各法域におけるその法規制のレベルの違いに配慮し、規制のギャップを解消、レベルプレイングフィールドを確保する点等を重視。
- **ノンバンク金融仲介（NBFI）**について、2023年に入って欧米の金融機関の破綻等が発生したが、総じて証券市場は強靭性を保っている。**サステナブル・ファイナンス**について、ISSBのサステナビリティ開示基準の最終化（6月26日公表）の後、投資家の目線で十分なものか、その承認について速やかに検討する予定。また、グリーンウォッシュへの対応、サステナビリティ関連のデータ整備等も課題と認識。
- IOSCOでは、ウェブサイトの見直しを含めて、**コミュニケーション戦略を強化**し、よりグローバルな基準設定機関としてのプレゼンスを高めていく予定。

（注）AMCC年次会合でもIOSCO理事会議長からの報告があった。上記の内容には同年次会合での報告内容も含む。

セッション①：金融安定
• Rostin Behman IOSCO代表理事会 副議長 / 米商品先物取引委員会（CFTC）委員長

- IOSCOでは、FSBと協働して**オープンエンド型ファンドの流動性管理**への対応に係る検討を進め、その提言を2023年夏に公表予定（7月5日公表）。加えて、FSBとは、既に公表されたMMFの政策提言に係る実施状況の点検、証拠金のプラクティスのフォローアップ等を行う予定。
- 欧米における最近の金融機関の破綻を踏まえ、銀行業界ではその教訓について検討している。従来よりも預金引出しのスピードが高まっており、ストレステストのシナリオや、ストレス時の流動性のカバー、預金保険の仕組みについても検討されるのではないか。
- システミックリスクへの対応については、各法域での対応（例えば各法域で清算機関が有効に機能すること等）に加えて、各法域の規制をコーディネートするFSBやIOSCOの役割がより重要。

（１）IOSCO総会の詳細 2/2

JSDA

セッション②：サステナブル・ファイナンス
- Jean-Paul Servais, IOSCO代表理事会 議長 / ベルギー金融サービス市場局（FSMA）委員長
- Rodrigo Buenaventura, サステナブル・ファイナンス・タスクフォース(TF) 議長 / スペイン証券取引委（CNMV）委員長

- **サステナブル・ファイナス**について、企業開示・保証、トランジションや排出権取引の推進、業界等におけるグッドプラクティスの推進、規制当局者等のキャパシティ・ビルディング等に取り組んでいる。
- サステナビリティ関連の企業開示の保証とその倫理基準については、グローバルな一貫性を調整・促進する取組みが行われているが、IOSCOでは、2023年3月、この保証・倫理基準を構築するにあたって考慮すべき事項等を示した報告書を公表。
- 企業、監査人、投資家、評価機関等、**多様な関係者との連携**が重要。また、包摂的にスピード感をもって対応していくことが重要だが、法域や企業によってそのステージは異なる。こうした観点から、開示については、グローバル・ベースラインとなる**ISSBの開示基準**が極めて重要な役割を担うが、前述の多様性も考慮した上、適用にあたっては比例原則（プロポーショナリティ）のような考え方も重要。
- IOSCOでは、2022年11月、**排出権市場**に関する報告書（コンプライアンス市場とボランタリー市場の双方）を公表。排出量ネットゼロに向けて、引き続き同市場の役割が拡大すると想定。健全で強靭な同市場の確立に向けて、引き続きガイダンス作り等の検討を行っていく予定。

セッション③：フィンテック（暗号資産等）
- Tuang Lee Lim, フィンテックTF議長 / シンガポール金融管理局（MAS）アシスタント・マネージング・ディレクター

- フィンテック・タスクフォースでは、市場の健全性及び投資家保護を目的として、**暗号資産（CDA）**と**分散型金融（DeFi）**の２つのワークストリームを設立し、両テーマについて2023年末までに最終的な政策提言を含む報告書を公表する方向で検討中。
- 暗号資産に関しては、2023年５月、政策提言案を含む市中協議文書を公表。暗号資産の定義・法制は、各法域により異なり得るが、IOSCOとして、一律的な定義・法制を示すものではなく、同じ活動、同じリスクには、同じ規制（same activity, same risk, same regulation）という方針の下、**相場操縦**、**インサイダー取引**、**カストディ**、**顧客資産の保護**、**クロスボーダーリスクと国際協力・情報共有**、**オペレーショナルリスク**、**リテール投資家への販売**等の課題等にそれぞれ政策提言案を示している。
- 暗号資産サービスプロバイダーが複数の役割（市場仲介、市場運営、発行、上場、取引等）を担うことから発生する**利益相反**の課題についても指摘し、利益相反の特定・軽減、明確な開示、効果的なガバナンスを行うよう提言している。

（注）AMCC年次会合においてもサステナブルファイナンスタスクフォース、フィンテックタスクフォースの両議長から報告があった。上記の内容には同年次会合での報告内容も含む。

（２）AMCC年次会合の詳細 1/5

JSDA

AMCC議長、IOSCO事務局長等による開会の辞 / 歓迎スピーチ

- Karen Wuertz, AMCC 議長 / 全米先物協会（NFA）SVP
- Nandini Sukumar, AMCC 副議長 / 国際取引所連合（WFE）CEO
- Martin Moloney, IOSCO 事務局長
- Tajinder Singh, IOSCO 事務局長代理

■ IOSCOでは、2023年～2024年の作業計画を2023年4月に公表。**①金融の強靭性の強化**、**②市場の有効性支援**、**③投資家保護**、**④新たなリスクへの対応**、**⑤規制上の協力の推進**の5つのテーマに沿って、作業計画を示した。

■ 新たなリスクへの対応について、**サステナブル・ファイナンス**と**フィンテック**への検討が中心である。両テーマに関してタスクフォースを立ち上げ、それぞれ対応を行っている。投資家保護や市場の公正性を確保する一方で、サステナブルで革新的な証券市場の発展に資する取組みを目指す。

■ フィンテックについて、重点事項である**暗号資産**に関しては、2023年５月に市中協議文書「暗号・デジタル資産市場に係る制度提言」を公表。引き続き、市中協議の結果も踏まえ、同市場における、投資家の保護、市場の公正性、規制のギャップの課題に取り組んでいく。

■ 長く続いた**金融緩和からの転換**による金融市場の状況を注視していく必要がある。このような状況にあっては、IOSCOのようなグローバルな基準設定機関が示すハイレベルな原則に基づき、各法域が施策を講じて市場分断を回避することが重要。また、各種の対応において、更なるデータ活用が有用であり、その観点で、AMCCメンバーのようなフロントラインの自主規制機関・関係機関からの貢献を期待したい。

■ 新たなAMCCメンバーとして、香港会計・財務報告局（AFRC）、国際会計士連盟（IFAC）、韓国金融投資協会（KOFIA）が加入。

（２）AMCC年次会合の詳細 2/5

AMCC　市場分断に係るレポートについて

- Scott O'Malia, 国際スワップデリバティブ協会（ISDA）CEO
- Joe McCarthy, 全米先物協会（NFA）Senior Communications Specialist

■ AMCCは、理事会に対して、2019年以降のグローバルに**規制上市場分断が見られる具体的な課題**を取り上げたレポートを提出。

■ 2022年のレポートでは、クロスボーダーのデータ共有（異なるデータ保護規制）、OTCデリバティブの取引報告フォーマット、サステナブル・ファイナンス関連の適用（適用するタクソノミー、情報開示、排出量Scope３の定義、債券のスタンダード等）、第三者サービスプロバイダーを利用する場合のオペレーションの強靭性に対する要件等で分断が生じている点について取り上げた。

■ 2023年秋を目途に、2023年のレポートを取りまとめ、理事会にインプットを提供する予定。

IOSCO 第3委（市場仲介者）の活動報告

- Mhairi Jackson, C3議長＆英国FCA Asset Management and Funds Policy　マネージャー

■ リテール市場におけるデジタル化、レバレッジローン（LL）やローン担保証券（COL）の組成・仲介、プリヘッジ（pre-hedging、顧客から見込まれる取引に対して、自己勘定のリスク管理を目的として行うヘッジ取引)に係る課題について検討している。

■ **リテール市場における販売・マーケティングのデジタル化**については、2022年10月、最終報告書「個人投資家への流通とデジタル化」を公表。同報告書では、個人投資家へのオンライン・マーケティングに関する政策・執行アプローチを決定する際に考慮すべきツールキットを提供。

■ **レバレッジローン（LL）やローン担保証券（CLO）の組成・仲介**については、金融危機以降、市場が拡大し、これらローンや証券に付されるコベナンツが減っている状況等も踏まえ、投資家保護や透明性といった課題について検討を行い、市中協議文書を公表する予定。市中協議文書では、投資家保護、市場の公正性や透明性の確保、システミックリスクの軽減等に係るグッドプラクティスを示す予定。

■ **プリヘッジ**について、多くの法域では明確な法規制が存在しないところ、市場の公正性や顧客保護の観点を踏まえ、どのような状況でそのような取引が許容され得るか等について検討を行っていく予定。

（２）AMCC年次会合の詳細 3/5

JSDA

IOSCO エマージング・リスク委(CER)の報告

- Kate Collyer, CER議長＆英国FCA チーフ・エコノミスト
- Damien Shanahan, IOSCO事務局　Senior Advisor and Head of Emerging Regulatory Issues

■ プライベートエクイティやプライベートクレジットファンド等、ファイナンス市場全体における**プライベートファイナンス**のシェアが拡大する中、パブリック市場に連鎖するリスク等が懸念されていることを踏まえ、プライベートファイナンス市場に係るリスク評価を行い、その結果について報告書を策定中。

■ プライベートファイナンスの規模や対象範囲は法域により異なるが、コロナ禍や国際情勢の緊張の高まりにより、全般的にプライベートファイナンス市場の活況は顕著。

■ **透明性**が十分ではないこと（例：十分な情報が提供されない、一般に信用格付がされていない、企業価値の評価方法が未統一等）、**利益相反**が生じやすいこと（例 手数料・手数料体系、企業価値評価、一部投資家の優遇的取扱い等によって生じ得る。）**レバレッジ**が利用される特性を有すること、ローン等に付される**コベナンツ**が減少する傾向にあること、**リテール市場へ拡大**していく可能性があること等が課題として挙げられる。

パネル：T＋１のDVPについて

- Song Xiaodong, 中国証券預託決済機構　Deputy General Manager
- Allison Parent,　グローバル金融市場協会（GFMA）エグゼクティブ・ディレクター

■ **米国市場**では2017年9月に株式等の決済期間をT+3からT+2（取引日から2営業日後が決済日）に短縮。その後、最近の事象も踏まえて決済期間と決済リスクとの相関を考慮し、更なる決済期間の短縮化について検討を進めてきた。
検討の中では、ポストトレード処理の統合、取引の過誤・フェイルリスクへの対応等も議論。こうした検討を踏まえ、2022年２月、米SECは、**T+1への移行**に向けた規則案を提示、2023年３月、同規則を最終化（2024年5月28日にT+1へ移行予定）。

■ 米SECの新規則では、遅くとも取引当日中における取引承認等の完了について、ブローカーディーラーは関係者と書面による契約締結又はその手順の策定等を行うことを新たに規定。

■ 米国市場以外のT+1の対応状況については、インド市場は2023年1月に移行済、カナダ市場は米国市場との同時期での移行を検討中。
欧州や英国市場でも関係者による会議体を立ち上げてT+1への移行に係る検討を開始。ただし、**欧州市場**には、各法域に取引所・決済機関が存在しており、米国とは異なる課題を有していることが認識されている。

（２）AMCC年次会合の詳細 4/5

JSDA

IOSCO 第8委（金融教育・投資家保護）の活動報告

- Pasquale Munafò, イタリア国家証券委員会（CONSOB）シニア・ファイナンス・プロフェッショナル

■ 暗号資産の利用拡大、SNSからの情報取得・自己指示型取引の進展等の**リテール投資家の行動の変化**を踏まえ、IOSCO理事会に、リテール市場に生じているリスクについてインプットを提供してきた。2023年３月には、Ｃ８も協力し、リテール市場コンダクト・タスクフォースにおいて、リテール投資家・市場の課題を幅広に網羅し、これら課題に対応するための規制のツールキットを提供する最終報告書を公表。同報告書で指摘されている課題については今後もフォローアップを行う予定。

■ 2022年11月には、新型コロナ感染症の拡大が投資家行動と投資家教育に与えた影響を調査し、７つのサウンドプラクティスと施策を示した報告書（※）を公表。

■ 投資者教育・金融リテラシーに関するメッセージの周知及びイベント開催等を行うグローバルなキャンペーンとして、2017年から**世界投資者週間（WIW）**の活動を実施。2023年も**10月２日から8日まで**を世界投資者週間と定めてキャンペーンを実施する予定（6月22日公表）。投資家の強靭性、サステナブル・ファイナンス、詐欺防止及び暗号資産等をキーメッセージに含める。各機関のキャンペーンへの参画を期待。

（※）同報告書ではサウンドプラクティスの事例を紹介しているが、この中には日証協の投資家教育の取組みが3つ記載されている。

IOSCO 第5委（資産運用業）の活動報告

- Christina Choi, C5議長 / 香港証券先物委員会(SFC) 投資商品部門 エグゼクティブ・ディレクター
- Damien Shanahan, IOSCO事務局 Senior Advisor and Head of Emerging Regulatory Issues

■ FSB及びIOSCOの金融安定エンゲージメントグループと協働して、金融安定のための対応について検討を行っている。

■ 現在、**オープンエンド型ファンドの流動性管理ツール（LMT）**の設計・利用についての詳細なガイダンスを検討中（７月5日公表）。
ガイダンスには、LMTの設計・利用に係る、適切な管理態勢、（償還請求者に対する）コスト負担、適切なガバナンスのあり方、その目的・オペレーションの開示等が含まれる予定。

■ 併せて、FSBでは、2017年に公表したオープンエンド型ファンドに係る政策提言のうち、ファンドの投資戦略等を踏まえた償還条件、LMTの利用可能な環境整備等に係る提言を改訂予定。

■ この他、資産運用業界におけるインデックスの利用が進む中、**インデックスプロバイダー**の課題（手数料、インデックス組入れの判断、関連する利益相反等）についても検討している。

（２）AMCC年次会合の詳細 5/5

IOSCO 第2委（流通市場）の活動報告
• Alp Eroglu, IOSCO事務局　Senior Policy Advisor

- 市場停止の問題、取引所等における市場構造の変化等について検討。
- **市場停止の問題**については、これまでIOSCOが作成した、オペレーションの強靭性やBCP等に係る報告書の内容を踏まえ、最近の事例から得た教訓、リスク・課題について議論。具体的には停止時のコミュニケーション、停止後・取引再開のプラクティス、停止した場合の清算価格の取扱い等が含まれる。また、サイバーアタック、自然災害、外部委託先に起因する売買停止等も検討予定。
- **市場構造の変化**については、技術的進展、競争環境等を背景として、取引所等におけるビジネスモデルの変化に対応するもので、新たなビジネスにおける利益相反の問題、クロスボーダーな活動に対する監督上の問題等を検討。2023年末までに市中協議文書を公表予定。
- その他、取引後のリスク軽減サービス（※）等について、各種のベネフィットがある一方、リスクの集中、規制の欠如といった課題があることから検討中。

（※）主に相対取引の後、相殺可能な取引の相殺による決済リスクの圧縮等を指す。

IOSCO 第7委（デリバティブ商品）の活動報告
• Alp Eroglu, IOSCO事務局　Senior Policy Advisor

- **商品デリバティブ市場**については、2011年に商品デリバティブ市場の規制・監督の原則を策定しているが、最近の市場における重要な変化等も踏まえて、2022年、同原則の包括的な見直しを実施。
- ESGデリバティブについて増加傾向にあり多様な商品が出現している状況、CDS市場についてその透明性に係る懸念の状況を注視している。その他、暗号資産関連のETP/ETN、気候変動リスクに係るデリバティブ取引、大口の店頭デリバティブ取引に係る透明性の欠如、LIBOR移行のデリバティブ契約への影響についても検討中。

会合概要

個別セッションの模様
(1) IOSCO総会
(2) AMCC年次会合

（参考）IOSCOの組織・概要等

（参考１）IOSCO/AMCCの組織・概要①

会議名	証券監督者国際機構／協力会員諮問委員会 （IOSCO：International Organization of Securities Commissions） （AMCC：Affiliate Members Consultative Committee）
IOSCOの設立目的	1. 投資家を保護し、公正かつ効率的で透明性の高い市場を維持し、システミックリスクに対処することを目的として、国際的に認識され、一貫した規制・監督・執行に関する基準の適切な遵守を確保し促進するために協力すること 2. 公正行為に対する法執行や、市場・市場仲介者への監督に関する強化された情報交換・協力を通じて、投資家保護を強化し、証券市場の公正性に対する投資家の信頼を高めること 3. 市場の発展への支援、市場インフラストラクチャーの強化、適切な規制の実施のために、国際的に、また地域内で、各々の経験に関する情報を交換すること
IOSCOの設立時期	1974年に設立された米州証券監督者協会を母体とし、1980年代以降に欧州・アジア諸国の機関が加盟。1986年のパリ総会において、現在の証券監督者国際機構という名称に改められた。
IOSCOのメンバー	IOSCOのメンバーには、正会員（Ordinary Member）、準会員（Associate Member）、協力会員（Affiliate Member）の区分がある。我が国からは、金融庁、経済産業省及び農林水産省が正会員として、証券取引等監視委員会が準会員として、日本証券業協会及び日本取引所グループが協力会員として、それぞれ加盟。
AMCCの概要と活動	本協会が加入する協力会員諮問委員会(AMCC)は、1989年に事務局長のイニシアティブにより設置された自主規制機関諮問員会(SROCC)が、協力会員の属性の多様化に伴い、2013年9月に名称変更されたもの。現在、約70の機関が加入している。 AMCCの主な機能としては、協力会員としてIOSCOに参加している自主規制機関の知見及び意見をIOSCOの政策委員会の議論に反映させ、グローバルな規制環境の適正な整備に資することや協力会員間の意見交換等。同委員会の会合は通常年2回(IOSCO年次総会時の会合及び中間会合)開催。 議長は、全米先物協会(NFA)のKaren Wuertz SVP。なお、2006～2012年の間、本協会が旧SROCCの議長を務めた。

（参考１）IOSCO/AMCCの組織・概要②

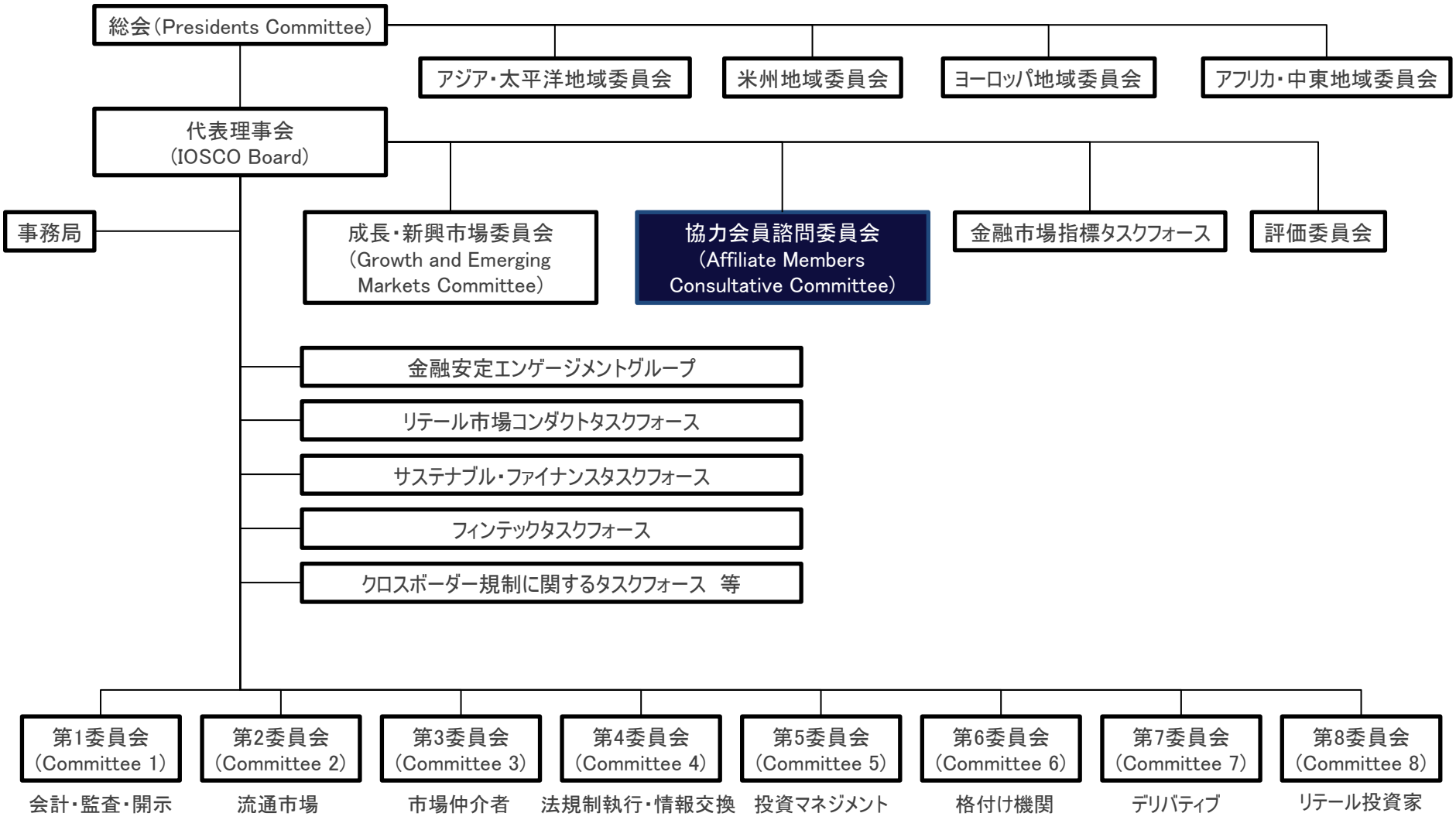

（参考２）IOSCO年次総会の開催実績・予定

	年次総会	中間会合及び研修セミナー	
2006年	香港（6月）	スペイン マドリッド（11月）	中間会合のみ
2007年	インド ムンバイ（4月）	東京（11月）	中間会合のみ
2008年	フランス パリ（6月）	米国 ワシントン（12月）	第1回研修セミナー
2009年	イスラエル テルアビブ（6月）	英国 レディング（2010年1月）	第2回研修セミナー
2010年	カナダ モントリオール（6月）	ブラジル リオデジャネイロ（11月）	第3回研修セミナー
2011年	南アフリカ ケープタウン（4月）	台湾 台北（10月）	第4回研修セミナー
2012年	中国 北京（5月）	トルコ イスタンブール（11月）	第5回研修セミナー
2013年	ルクセンブルグ（9月）	カナダ トロント（5月）	第6回研修セミナー
2014年	ブラジル リオデジャネイロ（9月）	東京（4月）	第7回研修セミナー
2015年	英国 ロンドン（6月）	スイス チューリッヒ（10月）	第8回研修セミナー
2016年	ペルー リマ（5月）	米国 シカゴ（9月）	第9回研修セミナー
2017年	ジャマイカ モンテゴベイ（5月）	インド ムンバイ（9月）	第10回研修セミナー
2018年	ハンガリー ブダペスト（5月）	英国 ロンドン（10月）	第11回研修セミナー
2019年	オーストラリア シドニー（5月）	スペイン　マドリッド（12月）	第12回研修セミナー
2020年	ウェブ開催（11月）	ウェブ開催（11月）	第13回研修セミナー
2021年	ウェブ開催（11月）	ウェブ開催（6月）	中間会合のみ
2022年	モロッコ　マラケシュ（10月）	ウェブ開催（7月）	中間会合のみ
2023年	タイ　バンコク（6月）	ウェブ開催（3月）	中間会合のみ